

令和 5 年度「東京都環境影響評価審議会」第 9 回総会

日時：令和 5 年 11 月 28 日（火）午前 10 時 00 分～

形式：Web によるオンライン会議

—— 会 議 次 第 ——

議 事

1 答申

「（仮称）後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書

「国立都市計画道路 3・3・15 号中新田立川線（国立市谷保～富士見台四丁目間）建設事業」環境影響評価調査計画書

2 受理報告

【審議資料】

資料 1 「（仮称）後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書について

資料 2 「国立都市計画道路 3・3・15 号中新田立川線（国立市谷保～富士見台四丁目間）建設事業」環境影響評価調査計画書について

資料 3 受理報告

<出席者>

委員	会長	柳委員
	第一部会長	奥委員
	第二部会長	宮越委員
	荒井委員	羽染委員
	飯泉委員	速水委員
	日下委員	廣江委員
	玄委員	宗方委員
	小林委員	保高委員
	高橋委員	横田委員
	堤委員	渡部委員
		渡邊委員
		(18 名)

事務局 椿野アセスメント担当課長
石井アセスメント担当課長

令和5年11月28日

東京都環境影響評価審議会
会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会
第一部会長 奥 真美

「(仮称) 後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書
について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「(仮称) 後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書について

第1 審議経過

本審議会では、令和5年9月11日に「(仮称) 後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【生物・生態系】

計画地周辺には小石川後樂園が存在しており、計画地からの離隔距離を踏まえた小石川後樂園の植物・植生に影響を及ぼすおそれについて、客観的に示されていないことから、必要に応じて、予測・評価の項目として生物・生態系の選定を検討すること。

【景観】

小石川後樂園からの眺望景観の予測・評価にあたっては、園路上の複数地点からの視認性を調査し、回遊景観全体に対する影響について予測・評価を行うこと。また、調査時期には冬期の落葉期を含めること。

【史跡・文化財】

計画地内及びその周辺は、埋蔵文化財包蔵地として登録されており、「後楽一・二丁目遺跡」が包蔵されている可能性が高いこと、また、史跡江戸城外堀跡に隣接すること、周辺に中世の遺跡が多く見つかっていることから、調査にあたっては、隣接する西及び東地区の開発時の状況や、周辺での埋蔵文化財発掘調査報告書等の既存資料を精査するとともに、関係教育委員会等と早期に協議を行った上で、それらの調査結果に基づいた予測・評価を行うこと。

【廃棄物】

計画地には、石綿含有建材が使用されている建物が存在する可能性があることに留意し、事前調査において、石綿及び石綿含有建材の使用が確認された場合には、その使用状況について明らかにしたうえで予測事項とし、保管方法及び運搬方法についても記載すること。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 5 年 9 月 11 日	・ 調査計画書について諮問
部 会	令和 5 年 11 月 16 日	・ 環境影響評価の項目選定及び項目別審議 【選定した環境影響評価の項目】 大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス 【選定しなかった環境影響評価の項目】 悪臭、水質汚濁、地形・地質、生物・生態系 ・ 総括審議
審議会	令和 5 年 11 月 28 日	・ 答申

令和 5 年 11 月 28 日

東京都環境影響評価審議会
会 長 柳 憲 一 郎 殿

東京都環境影響評価審議会
第二部会長 宮 越 昭 暢

「国立都市計画道路 3・3・15 号中新田立川線（国立市谷保～富士見台四丁目間）建設事業」
に係る環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「国立都市計画道路 3・3・15 号中新田立川線（国立市谷保～富士見台四丁目間）建設事業」に係る環境影響評価調査計画書について

第 1 審議経過

本審議会では、令和 5 年 9 月 15 日に「国立都市計画道路 3・3・15 号中新田立川線（国立市谷保～富士見台四丁目間）建設事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域市長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第 2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域市長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音・振動 共通】

- 1 計画道路の供用時点及び道路ネットワークの整備が完了した時点の将来交通量については、大気汚染及び騒音・振動の予測の基礎となることから、計画地周辺の現況の交通量を適切に把握したうえで、将来の道路ネットワーク図等を明らかにし、将来交通量の算出過程を環境影響評価書案においてわかりやすく記載すること。
- 2 工事用車両の走行に伴う大気汚染及び騒音・振動については、工事用車両は 1 時間当たり数台程度であり、短時間に特定の場所に集中しないような施工計画を実施することから、予測の対象としていない。しかし、本事業区間周辺には、住宅、学校及び保育園等があり、工事用車両の走行による地域への影響が懸念されることから、そのルートを明らかにするとともに、必要に応じて予測・評価を行うこと。

【生物・生態系】

本事業では、矢川との交差部に橋梁を整備する計画であるが、具体的な構造、規模及び施工方法等が不明確であることから、生物・生態系に配慮した整備計画を検討した上で、これらを示し、矢川とその周辺における生物・生態系の変化の内容及び影響の程度が明らかになるよう適切に予測・評価を行うこと。

【景観】

代表的な眺望地点について、主に近景域を設定するとしているが、その地点が具体的に示されていない。このため、関係地域の景観に関する計画等を踏まえ、矢川やその周辺の景観構成要素の改変の程度が把握できる箇所など、地域の特性を考慮した地点及び時期を適切に選定し、予測・評価を行うこと。

【自然との触れ合い活動の場】

計画道路は複数の散策コースと交差し、自然との触れ合い活動の場を分断することから、工事の施行中及び完了後における地域住民の利用経路に与える影響、自然との触れ合い活動の場の機能の変化の程度を、環境影響評価書案において図などを用いて具体的に明らかにし、予測・評価を行うこと。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 5 年 9 月 15 日	・ 調査計画書について諮問
部 会	令和 5 年 11 月 24 日	・ 環境影響評価の項目選定及び項目別審議 【選定した環境影響評価の項目】 大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、生物・生態系、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物 【選定しなかった環境影響評価の項目】 悪臭、土壌汚染、地盤、地形・地質、水循環、日影、電波障害、風環境、史跡・文化財、温室効果ガス ・ 総括審議
審議会	令和 5 年 11 月 28 日	・ 答申

受 理 報 告 (11 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 事 後 調 査 報 告 書	成木開発株式会社 拡張事業(工事の施行中その3)	令和5年10月5日
	東京都市計画道路放射第5号線(杉並区久我山二丁目～久我山三丁目間)建設事業(工事の完了後その1)	令和5年10月13日
	(仮称)新ごみ焼却施設整備事業(工事の施行中その1)	令和5年10月23日
2 変 更 届	(仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業	令和5年10月17日
3 着 工 届 (事後調査計画書)	(仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業	令和5年10月18日

11 月 受理報告に係る助言事項一覧

報告年月日：令和5年11月28日

■事後調査報告書

(1) 事業名：成木開発株式会社 拡張事業（工事の施行中その3）

事業者名：成木開発株式会社

項目	助言事項		委員
騒音・振動	1	調査結果に特段の問題は無いと思います。ただ、発破騒音に関して1点だけ指摘させていただきます。調査地点における発破騒音の L_{MAX} は十分に小さいのですが（表3.1-1）、一方で家屋が揺れるとの苦情が1件あります（表3.3-2）。今後も家屋の揺れに関する苦情が出る場合には、 L_{MAX} だけでなく、1/3 オクターブバンドレベルも測定して家屋の揺れが生じる可能性を検証すると良いと思います（低周波音が影響している可能性を考慮）。	高橋委員